

## 特定建設作業一覧

### 【騒音】

1	<p>くい打機（もんけんを除く）、くい抜機またはくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業 ※くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く</p>
2	<p>びょう打機を使用する作業</p>
3	<p>さく岩機を使用する作業 ※作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る</p>
4	<p>空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る）を使用する作業 ※さく岩機の動力として使用する作業を除く</p>
5	<p>コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45 m<sup>3</sup>以上のものに限る）またはアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）を設けて行う作業 ※モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く</p>
6	<p>電動工具を使用するはつり作業</p>
7	<p>インパクトレンチを使用する作業</p>
8	<p>コンクリートカッターを使用する作業 ※作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る</p>
9	<p>ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機または掘削機を使用する作業</p>
10	<p>振動ローラーを使用する作業</p>

### 【振動】

1	<p>くい打機（もんけんを除く）、くい抜機またはくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業 ※くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く</p>
2	<p>鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業</p>
3	<p>舗装版破碎機を使用する作業 ※作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る</p>
4	<p>ブレーカー（手持ち式のものを除く）を使用する作業 ※作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る</p>
5	<p>ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機または掘削機を使用する作業</p>
6	<p>振動ローラーを使用する作業</p>